様式第３（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　栃環協補第　　　　　　号

令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（設備の高効率化改修支援事業）交付決定通知書

補助事業者

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）については、令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）交付規程（令和２年　　月　　日　　第　　号。以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

　　　　令和　　年　　月　　日

一般財団法人栃木県環境技術協会　理事長　　齋　藤　　高　藏　　印

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付け　　第 号交付申請書のとおりである。

２ 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

　　　補助基本額　金　　　　　　　　　円　　補助金の額　金　　　　　　　　円

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、　　年　　月　　日付け　　　　第 号交付申請書記載のとおりである。

４　事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

５　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）交付要綱（平成３０年３月１９日付け環地温発第1803194号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）実施要領（平成３０年３月１９日付け環地温発第18031925号）及び交付規程に従わなければならない。

６　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

７　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。